

J A M 政策NEWS

2025年12月22日 第2026-005号

【発行】JAM

【発行責任者】岩崎和人

【編集】政策政治グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

11年ぶり
改定

2025年4月1日以降分にさかのぼり適用

通勤手当の非課税限度額が改定されました

11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、マイカーや自家用バイク・自転車などの通勤に支給される「通勤手当」の非課税限度額が引き上げられました。

近年の原油価格の高騰や為替変動の影響によってガソリン代等の燃料費が大幅に上昇し、燃料費の高水準が続く実態に合わせた改正が要望されるなか、村田享子参議院議員をはじめとした国会質疑等の後押しにより、2014年以来11年ぶりの改正が実現しました。

今回の改正は、2025年4月1日以降に支払われるべき通勤手当に適用されます。遡及適用により、旧限度額を超えて課税された分は年末調整で調整の対象となります。対象者の方は、年末調整を確認しましょう。

非課税限度額（1カ月あたり）一覧

区分（片道通勤距離）	改正前	改正後
55km以上	31,600円	38,700円
45km以上55km未満	28,000円	32,300円
35km以上45km未満	24,400円	25,900円
25km以上35km未満	18,700円	19,700円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円
10km以上15km未満	7,100円	7,300円
2 km以上10km未満	4,200円	変更なし

* 公共交通機関（電車・バス）で通勤する場合は変更なく、1カ月あたり15万円まで非課税となります

例 15km以上25km未満の場合

	通勤手当 15,000円	
改正前	非課税限度額 12,900円	課税分2,100円
改正後	非課税限度額 13,500円	課税分1,500円

新たに非課税となる金額
の所得税・住民税が減額

※2025年4～12月
分は年末調整で調
整されます